

広島県告示第二百五十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定  
 によって、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定する。

令和八年三月十九日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

一般県道

二 路線名

廿日市環状線

三 道路の区域

区 間	延 長 （メートル）	上り・下り 又は上下線	備 考
廿日市市下平良字廣池山一〇〇一八番四 地先から 廿日市市下平良字廣池山一〇〇一八番四 地先まで	一〇〇	上下線	
廿日市市下平良字廣池山一〇〇一八番四 地先から 廿日市市下平良字廣池山一〇〇七六番一 地先まで	四〇	上下線	